

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8月13日

【会社名】 セミコンダクター・マニュファクチュアリング・インターナショナル・コーポレーション  
(Semiconductor Manufacturing International Corporation)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 ズー・イン・チウ  
(Tzu-Yin Chiu, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランドハウス私書箱 309  
(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高 橋 謙

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 高 橋 謙

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【提出理由】

セミコンダクター・マニュファクチャリング・インターナショナル・コーポレーションが発行者である有価証券を本邦以外の地域において発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

- (注) 1. 別段の記載がある、または文脈上別段の必要がある場合を除き、本書に記載の「当社」はセミコンダクター・マニュファクチャリング・インターナショナル・コーポレーションを指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、「米ドル」は米国の法定通貨を指す。本書において記載されている米ドルから日本円への換算は、1米ドル=124.04円(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2015年8月3日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。
3. 別段の記載がある場合を除き、「香港ドル」は香港の法定通貨を指す。本書において記載されている香港ドルから日本円への換算は、1香港ドル=16.00円(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2015年8月3日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。

## 2【報告内容】

- (1) 有価証券の種類  
普通株式(以下「本新規株式」という。)
- (2) 発行数  
本新規株式4,700,000,000株
- (3) 発行価格及び資本組入額  
発行価格: 本新規株式1株当たり0.6593香港ドル(約10.55円)  
資本組入額: 本新規株式1株当たり0.00312香港ドル(約0.05円)
- (4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額  
発行価額の総額: 3,098.71百万香港ドル(約49,579,360,000円)  
資本組入額の総額: 14,664,000香港ドル(約234,624,000円)
- (5) 株式の内容  
本新規株式の株主は、当社の通常定款に従い、(1) 配当請求権、(2) 残余財産分配請求権、(3) 当社の株主総会に出席する権利及び株主名簿において当該株主の名で登録された各本新規株式につき1票の議決権を有する。本新規株式は、本新規株式相互の間及び現時点で発行済みのすべての当社普通株式と同等である。
- (6) 発行方法  
第三者割当  
本新規株式は、2015年2月12日付で当社及び投資者であるチャイナ・インテグレートッド・サーキット・インダストリー・インベストメント・ファンド・カンパニー・リミテッド(以下「中国IC基金」という。)との間に締結された株式購入契約に基づいて、中国IC基金の完全所有子会社であるシンシン(香港)キャピタル・カンパニー・リミテッド(以下「HKCo」という。)に対して発行された。
- (7) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
手取金の総額  
3,094.71百万香港ドル(約49,515,360,000円)  
  
手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
当社は、本新規株式の発行による正味手取金(手数料及び費用控除後)を、生産能力の拡大にかかる資本的支出、債務返済ならびに一般事業目的に利用する予定である。
- (8) 新規発行年月日  
2015年6月8日
- (9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称  
香港証券取引所
- (10) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項  
該当事項なし

(11) 募集を行う地域に準ずる事項  
香港

(12) 当該有価証券を取得した者（以下「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容  
下記(15) (a)参照のこと。

(13) 出資関係、取引関係その他のこれらに準ずる取得者と提出会社との間の関係  
下記(15) (b)参照のこと。

(14) 保有期間その他の当該有価証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容  
中国IC基金は、最終的な株主が(1)中華人民共和国の国籍を有する、または(2)中華人民共和国を設立国とする（各場合において、以下「中国株主」という。）当社のその他の株主の株式保有と合せて、中国IC基金（HKCo及びその許可された被譲渡人を含む。）が保有する当社に対する株式保有が当社の総発行済株式資本の48%を超えることとなる行為は行わない。将来においていつでも、当該制限を保持する必要がないと当事者間で合意した場合、当該制限の終了手続を当事者間で議論する。中国IC基金側の行為の結果以外の理由により、中国株主の総株式保有が当社の総発行済株式資本の48%を超えた場合には、中国IC基金またはHKCoはその株式保有を縮小する義務は負わない。

## (15) 第三者割当の場合の特記事項

## 割当先の状況

## (a) 割当先の概要

名称	シンシン香港キャピタル・カンパニー・リミテッド
本店の所在地	Unit 2 Lower Ground, Mirror Tower, 61 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Hong Kong
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	Ren Kai及びYang Zhengfan
資本金	10,000,000香港ドル
事業の内容	投資の保有
主たる出資者及びその出資比率	チャイナ・インテグレートッド・サーキット・インダストリー・インベストメント・ファンド・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。

## (b) 提出者と割当先との関係

中国IC基金は、取締役会の構成員1名（以下「被推薦者」という。）を推薦する権利を有する。ただし、

(1) 被推薦者の推薦及び任命が、当社及び当社株主全体の最善の利益となるか否かが取締役会によって検討される。

(2) 被推薦者は、一般的かつ通常の基準並びに当社取締役の任命及び推薦に一般的に適用される方法に従った当社の利益相反及び経歴調査を通過する必要がある。

(3) その時々当社の総発行済株式資本に対し、中国IC基金が保有する割合が（HKCo及びその許可された被譲渡人と合わせて）5%を下回る場合、中国IC基金は取締役を推薦する権利を有さない。

当社が新株または転換株式を発行する場合、中国IC基金は、かかる新規有価証券発行前に中国IC基金（HKCo及びその許可された被譲渡人を含む。）が実質的に所有していた当社発行済株式資本に対する割合に等しくなるよう、当社が発行するかかる新規有価証券において相当する分を購入（またはHKCoを通じて購入）することができる新株引受権を有している。ただし、中国IC基金は（HKCo及びその許可された被譲渡人と合わせて）その時々当社の発行済株式資本に対し少なくとも5%に等しい所有持分を保持するものとする。

## (c) 割当先の選定理由

中国IC基金は、中華人民共和国の法律に基づき2014年9月に設立された会社である。中国IC基金は、集積回路産業（主に集積回路チップの製造並びにチップ設計、パッケージング試験、装置及び原料）のバリュー・チェーンに対して、様々な方法を用いてその大部分の投資を行っている。当社は中国IC基金が当社へ戦略的価値をもたらせ、当該取引で調達された資金は当社グループの運転資本の状況を改善し、当社グループ全体の流動性を向上させると考えている。したがって、当該取引は株主価値を高め、当社及び当社株主全体の利益となると考えている。

## (d) 割り当てようとする株式の数

4,700,000,000株

## (e) 株券等の保有方針

特定の方針は存在しない。

## (f) 払込みに要する資金等の状況

当社は、中国IC基金から2015年6月8日に本新規株式の払込金額の全額を受領した。

## (g) 割当先の実態

当社が知る限り、中国IC基金及びHKCoは、反社会的勢力に該当しないまたは所属していない。

## 株券等の譲渡制限

中国IC基金は、当社の事前の書面による同意なしに、本新規株式の引受けの完了日（以下「完了日」という。）から2年間において本新規株式を（許可された被譲渡人に対する場合を除き）譲渡してはならない。ただし、かかるロックアップ（譲渡制限）は、許可された被譲渡人の本新規株式の担保としての差し入れには適用されず、株式購入契約に基づく中国IC基金の権利はかかる担保に影響されない。

中国IC基金は、いかなる時も、当社の競合相手（またはかかる競合相手のグループのメンバー）である個人または会社（許可された被譲渡人を除く。）に対して本新規株式を売却しないようにする。ただし、当社の普通株式の買い手の身元を中国IC基金またはかかる売却を実施するその代理人が知らない、かつ合理的に判断できない場合で真正な公開市場において売却される場合は除くものとするが、中国IC基金が公開市場で売却することが認められるかかる株式の数は、いかなる30日間においても当社発行済株式資本の1%を超えてはならない。（上記の競合相手とは、(a)完了日現在のGartner及び/又はiSuppliの最新データに基づき、全世界での年間収入の点から純粋なファウンドリまたは半導体の分野における主要な10社、又は(b)完了日現在の中国工業情報化部もしくはその監督下のその他の機関（中国半導体産業協会などを指すが、これに限られない。）による最新データに基づき、中国における主要な半導体製造会社10社を意味する。上記の競合相手のグループとは、競合相手、その子会社及び持株会社並びに競合会社の持株会社の子会社を意味する。）

## 発行条件に関する事項

本新規株式1株当たり0.6593香港ドルの発行価格は、（ ）2015年2月12日（株式購入契約の締結直前の最終終日取引日）付の香港証券取引所の相場における当社株式の終値である1株当たり0.7100香港ドルから約7.14%の割引、（ ）2015年2月12日（同日を含む。）までの5取引日の香港証券取引所の相場における当社株式の平均終値である1株当たり0.7060香港ドルから約6.61%の割引、及び（ ）2015年2月12日（同日を含む。）までの10取引日の香港証券取引所の相場における当社株式の平均終値である1株当たり0.6970香港ドルから約5.41%の割引を示している。

発行価格は、当社及び中国IC基金の間で、一般的な市況及び当社株式の最近の市場価格を参考にした公正な取引基準によって決定された。

## 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項なし

## 第三者割当後の大株主の状況

氏名または 名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合 <sup>(1)</sup>
ダタン・テレコム・テクノロ ジー・アンド・インダスト リー・ホールディングス・カン パニー・リミテッド (以下「ダタン・テレコム」 という。)	中華人民共和国 北京市 100191 学院路40号	6,821,567,236 <sup>(2)</sup>	16.74%
チャイナ・インベストメン ト・コーポレーション (以下「CIC」という。)	中華人民共和国 100010 北京市東城区朝陽 門北大街1号 新保利大廈16-19階	2,970,682,506 <sup>(3)</sup>	7.29%
計	-	9,792,249,742	24.03%

(注)

- 2015年6月30日現在の発行済当社株式40,750,102,963株を基準とする。
- かかる当社株式は、すべてダタン・テレコムの完全所有子会社であるダタン・ホールディングス(香港)インベストメント・カンパニー・リミテッドにより保有されている。
- かかる当社株式は、すべてカントリー・ヒル・リミテッドにより保有されている。カントリー・ヒル・リミテッドは、CICに支配されている子会社であるブリッジ・ヒル・インベストメント・リミテッドの完全所有子会社である。

## 大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし

## 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし

## その他参考になる事項

該当事項なし

## (16) 2015年6月30日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額：16,300,014米ドル(約2,021,853,737円)

発行済株式総数：40,750,102,963株

以上